

告 示

埼玉県告示第七百七十号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年七月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諱訪字の乃字五八三番から五八六番まで、字れ乃字五九九番、六〇〇番、字く乃字六〇四番一、六〇四番三、六〇五番から六一四番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字の乃字五八三番から五八五番まで・字く乃字六〇五番・六〇九番・六一

四番（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。)